

社員から尋ねられたときのために

これだけは知っておきたい

平成16年分 所得税の還付申告

天変地異や住宅ローン控除縮小前の住宅駆け込み需要の影響から、雑損控除や医療費控除、住宅ローン控除といった還付申告者の増加が予想されています。問合せが多そうなこれらの申告についてまとめました。



税理士・社会保険労務士

奥田正名

還付申告とは どのようなものか

還付申告とは、その名前のとおり「税金（所得税）が戻ってくる確定申告」のことです。通常、サラリーマン（給与所得者）の所得税は本人が勤務する会社で源泉徴収され、その徴収された所得税を会社が本人に代わって税務署に納税します。

所得税では不意の病気・災害または住宅を購入した場合等には軽減措置があるのですが、これらでは手当てされず、本人の確定申告によって初めて軽減されます。還付申告によって、会社で源泉徴収された所得税（源泉徴収票に記載されています）が税務署を通じて本人に戻ってくるわけです。

ただし、源泉徴収票に所得税額の記載がない人は所得税を納税していませんので、当然ながら戻ってくる所得税はありません。還付申告をする前に源泉徴収票に所得税額の記載があるかどうかを確認した後で、還付申告の準備をしましょう。

ここでは特に問合せが多くなる

であろう三つの還付申告について解説していきます。

災害にあったときの 還付申告のしくみ

平成16年は幾度かの台風や新潟中越地震等で被害にあり、家屋の倒壊等で損害が出たケースも多い一年でした。このような災害または盗難・横領により損害があった場合、所得税では以下の二つの軽減措置があります。「雑損控除」と「災害減免法による税額控除」です（図表1・2参照）。

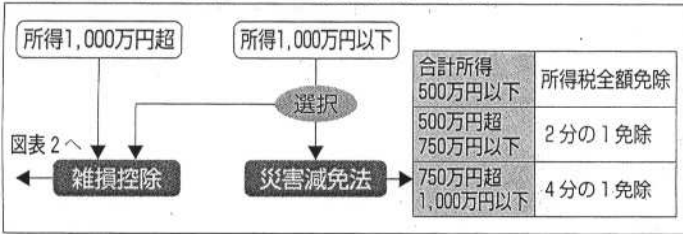
この場合、雑損控除もしくは災害減免法のいずれかを選択して申告します。重複して適用することはできないので注意が必要です。また、損害を受けた年の総所得金額が一、〇〇〇万円を超える者は雑損控除のみの適用となります。給与収入以外の収入がないサラリーマンの場合には、源泉徴収票に記載されている「給与所得控除後の金額」が一、〇〇〇万円超かどうかで判定します。

なお、雑損控除はあくまで所得金額から控除することで所得税の対象となる所得金額を減らす方法であるのに対し、災害減免法は所

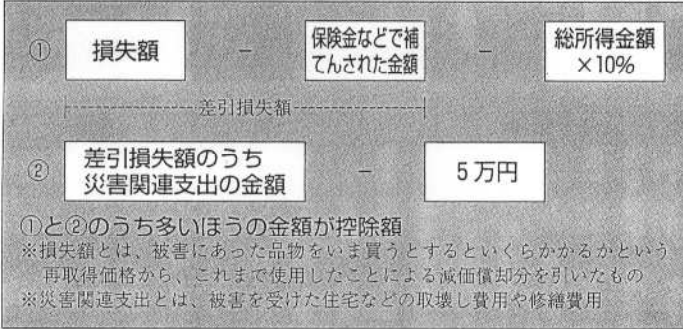
得税額自体を軽減します。

所得金額が五〇〇万円以下の場合には、全額免除してもらえらる災害減免法の選択が一見有利に見えますが、損失額が大きくその年の所得金額から雑損控除額を控除してもなお損失が残る場合には、雑損控除を選択したほうがよいでしょう。というのも、雑損控除を選択した場合は、控除しきれなかった損失を翌年以後三年間繰り越せます。また、繰り越した損失額は翌年以後の所得金額から控除することができません(図表3参照)。

図表1 災害減免法による税額控除の内容



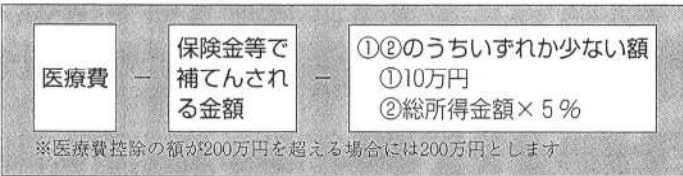
図表2 雑損控除額の計算方法



図表3 雑損控除と災害減免法の違い

	雑損控除(所得税法)	災害減免法
損失の発生原因	災害・盗難・横領による損失が対象(詐欺は対象外)	災害による損失に限られます
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産のみ(事業用資産は含みません)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要
損失額の扱い	所得控除…図表2で求めた金額の雑損控除が受けられます。損失額が大きくその年の所得金額から控除しきれない場合は翌年以降3年間に限り、控除しきれなかった金額を順次控除できます	税額控除…年間所得1,000万円以下であれば所得金額に応じて所得税を軽減できます。500万円以下は全額免除。500万円超750万円以下は2分の1、750万円超1,000万円以下は4分の1を軽減

図表4 医療費控除額の計算方法



医療費をたくさん支払ったときの還付申告のしくみ

医療費控除も前述した雑損控除と同様の「所得控除」です。具体的には図表4の計算式で計算した控除額を所得金額から差し引くことができます。

注意したいのは、①の「一〇万円」という金額にとらわれて、「医療費が一〇万円に満たなかったから医療費控除はできない」と思い込まれているケースが結構見受け

られることです。総所得金額が二〇〇万円未満の場合は総所得金額×5%を選択することができますので、気をつけてください。

医療費控除の対象となる医療費は、本人だけではなく生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払ったものも含まれます。家族が通院した場合の医療費も対象になるわけです。

なお、治療に使ったものであれば、医師から購入したものだけではなく、薬局で購入した医薬品も対象になります。

医療費控除は医療費の領収書

「原本」を確定申告書に添付する必要がありますが、近頃では誤って医療費に該当しない領収書まで添付して申告しているケースが目立ちます。昨今の健康ブームもその理由の一つかと思われますが、医療費控除はあくまで「治療」のために支出したものでなくてはなりません。健康増進用のサプリメント、カイロプラクティックや整体のほか、美容・健康維持のための支出は、医師が治療のために必要とする指示のない限りは対象になりません。ただし、人間ドックなどの健康診断の費用については診断の結果、重大な疾病が発見され引き続き治療を受けた場合には医療費控除の対象となります。

医療費控除について、よく相談を受ける質問があります。「通院にかかる交通費は医療費控除の対象となりますか?」です。これについては、「通院費用のうち通常必要なものに限定されます。言い換えれば、すべての交通費が対象になるわけではありません。電車・バス等の公共交通機関を利用した通院費は問題ありませんが、タクシー代は原則として対象外です(足を負傷して歩けない、臨月の

図表5 住宅借入金等特別控除の計算方法

平成16年末の借入金残高 × 1%

※居住した年以後10年間にわたり1年間当たり最大50万円の所得税が軽減されます(特別控除額が50万円を超える場合には50万円とします)
 ※年間の合計所得が3,000万円(給与収入だけの場合は年収3336万8422円)を超える年分は控除できません

住宅ローンを利用してマイホーム(自分が居住する家屋)を購入した場合、住宅借入金等特別控除

住宅をローンで取得したときの還付申告のしくみ

お腹をかかえている等の、タクシーを使用する合理的な理由がある場合は対象になります)。
 また、自家用車のガソリン代も対象になりません。交通機関に直接支払う支出ではないことがその理由です。
 公共交通機関の利用については領収書がなくても問題はありませんが、交通費は領収書が発行されない場合が多いので、いつ・どこの病院に通院したときの交通費かわかるようにメモを残すようにしておくといでしょう。

(住宅ローン控除)が受けられます。平成16年に購入した場合、図表5で計算した金額を所得税額から差し引くことができます。

この手続きとしては、控除を受ける最初の年分について給与所得者自らが還付申告をすることが必要です。確定申告書に住民票の写しや家屋の取得年月日・床面積・取得価額等を明らかにする書類、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書などの書類をつけて所轄の税務署に提出します。

なお、還付申告をするのは初年度だけで、次の年度からは社内での年末調整で住宅ローン控除を受けることができます。年末調整時に会社に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に、金融機関から送付される「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」と、税務署から送付される「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」を添付して会社に提出します。

ただし、以下の要件を満たさない場合には住宅借入金等特別控除は適用されません。

①合計所得金額が三、〇〇〇万円を超えないこと

②居住用財産の譲渡所得の課税の特例を受けていないこと

③住宅の新築や購入をしてから六か月以内に居住の用に供し、適用を受ける年の12月31日まで引き続き住んでいること

④新築や購入した住宅の床面積が五〇㎡以上であり、床面積の二分の一以上の部分が専ら自己の居住用に使用するものであること

⑤住宅の新築や購入のため一〇年以上にわたり分割して返済する方法になっている一定の借入金があること(一〇年末満の借入では適用不可)

※中古住宅の購入でも所定の条件(耐火建築物で築後二五年、その他の建築物で築後二〇年以内)を満たせば適用可能です
 なお、買換えにより購入した場合で、旧マイホームの売却損が生じている場合には、その損失を所得金額から控除することができます
 場合があります(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例。租税特別措置法四一条の五)。この場合、住宅借入金等特別控除との重複適用も可能ですので、該当する場合には特例を漏らさず受けられるように手続きしましょう。

図表6 それぞれの添付書類 一覧 (いずれの申告もA様式の確定申告書と給与所得の源泉徴収票が必要です)

災害にあった場合	医療費の支出があった場合	マイホームを購入した場合
<p>【雑損控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> □住宅や家財などの損失額の明細書 □災害等に関するやむを得ない支出を証明する書類(修理費用等の領収書等) <p>【災害減免法】</p> <ul style="list-style-type: none"> □災害を受けた資産の明細書 □災害等に関するやむを得ない支出を証明する書類(修理費用等の領収書等) <p>※消防署や警察署で交付を受けた「罹災証明書」を用意すると手続きがスムーズです ※損失額等の明細書は所定の用紙がないため、自分で「損害の原因」「損害を受けた年月日」「損害を受けた資産の明細」「その後の災害関連支出」がわかる明細書を作成します</p>	<p>【医療費控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> □医療費の明細書(税務署に所定の用紙がありますが、自分で明細書を作成して差し支えありません) □医療機関・薬局の領収書 <p>※「おむつ使用証明書」など医師の証明が必要な証明書も用意します</p>	<p>【住宅借入金等特別控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> □住宅借入金等特別控除額の計算明細書および住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書(税務署に所定の用紙があります) □家屋の登記簿謄本(抄本)(登記事項証明書) □住民票の写し □工事の請負契約書、売買契約書などで、家屋の取得年月日・床面積・取得価額等を明らかにする書類 □借入金の年末残高等証明書(銀行等でもらいます)

図表7 申告書の記入例

前提条件 総所得金額426万円（給与収入600万円）、源泉徴収税額29万9,500円
 雑損控除（損害の原因：地震による家屋の倒壊、損失額：原状復帰の修繕費50万円を含んで計500万円、保険金などで補てんされた金額：400万円）／医療費控除（支払医療費：15万円、保険金などで補てんされた金額：3万円）／住宅ローン控除（住宅ローンの年末残高：1,000万円）

■A様式第一表

平成16年分の所得税の確定申告書A

氏名 実務太郎

住所 東京都文京区本郷〇-〇-〇

職業 実務太郎 本人

所得の項目

給与所得	600,000
退職所得	0
雑所得	0
合計	600,000

源泉徴収票より

源泉徴収税額	29,500
合計	570,500

課税される所得金額	1,813,000
上の①に対する税額	1,813,000
税配当控除	
住宅借入金(取得)等特例控除	1,000,000
配偶者控除	
扶養控除	
基礎控除	
差引所得税額	813,000
災害減免額	
外国税額控除	
再差引所得税額	813,000
定率減税額	
源泉徴収税額	192,500
申告納税額	0
納付される税額	1,274,600

住宅借入金等特別控除額は図表5より
 1,000万円×1%=10万円が控除額

振込先（本人の口座）を記入

⑥から⑭までの計	1,853,000
雑損控除	574,000
医療費控除	200,000
寄付金控除	
合計	2,447,000

雑損控除は図表2より①500万円-400万円-42万6,000円=57万4,000円>②50万円-5万円=45万円
 医療費控除は図表4より①10万円<②426万円×5%=21万3,000円
 15万円-3万円-10万円=2万円が控除額

雑損控除	損害の原因	被害年月日	被害を受けた資産の種類など	
5,000,000	地震	平16・10・1	自宅家屋	
			損害金額	4,000,000
			差引損失額のうち災害補償支拂の金額	500,000
150,000	支払医療費		保険金などで補てんされた金額	
			30,000	

雑損控除を適用するケースで災害による被害であれば災害減免法(図表1)も選択肢となる。どちらが有利かしっかり比較検討を
 医療費控除の適用を受ける場合は支払医療費と保険金などで補てんされた金額を記入

■A様式第二表

平成16年分のA

氏名 実務太郎

住所 東京都文京区本郷〇-〇-〇

所得の内訳

給与	6,000,000
源泉徴収票より	192,500
合計	6,192,500

雑損控除

地震	5,000,000
医療費	150,000
合計	5,150,000

住宅ローン控除

住宅ローン	1,000,000
合計	1,000,000

特例適用条文等 平成16年〇月〇日居住開始

○特例適用条文等 平成16年〇月〇日居住開始 住宅ローン控除の適用を受ける場合は居住開始日の年月日を記入

念のため図表6に還付申告時に添付しないといけない書類をまとめておきました。
 確定申告書の提出期間は翌年2月16日～3月15日ですが、その年

分について還付申告を初めて行なう場合は翌年1月1日から5年間はいつでも提出できます(早めに申告すれば還付金の振込も早くなります)。還付申告は過去5年分

(平成17年に提出するのであれば平成12年分)まで遡って申告できますから、心当りのある人は請求権の消滅前に申告しましょう。

注意したい箇所の記入例を載せましたが、国税庁のホームページでは還付申告をはじめ様々な税情報公開されています。(http://www.nta.go.jp)